

拂前ニ在ラハ配當ニ與カラサルモノトス
 (一九五〇) 此決定ハ合散人ヨリ附與セラレ
 タル質物ニ非サレハ之ヲ適用セズ
 (一九五二) 家資分散ノ場合ニ於テハ動産質
 ヲ有スル債主ハ直チニ其質物ヲ賣拂ハシ
 ムルヲ得ヘシ

註釋

(一九四八) 合散人ノ債主ニシテ正當ニ動産質
 ヲ有スル者ハ通例其質入セラレタル物件ノ代
 價ヲ以テ辨濟セシムルヲ得ヘシ故ニ右ノ債
 主ハ記念ノ為メノニ非サレハ債主全体中ニ
 記入セラレサルモノトス(第五百四十二條)
 此記入ハ數多ノ關係ニ於テ有益ナルモノニシ

テ特ニ左ノ事項ニ付テハ之ヲ必要トスルナリ
 一 分散人ノ負債ニ関スル景況ノ在否ヲ知ラシ
 ムル事

二 質物ヲ賣拂ハシメ而シテ其代價ヲ以テ全部
 ノ辨濟ヲ充スニ足ラサル片ハ其動産質ヲ有
 スル債主ヲ配當中ニ加フル事

三 負債ヲ辨濟シテ質物ヲ取戻シ若クハ賣拂ノ
 場合ニ於テ擔保セラレタル債權ニ付テノ代
 價ノ剩餘ヲ請求スルヲ必要ノ場合ニ於テ債
 主全体ニ許容スル事

(一九四九) 家資分散ニ於テ債主ハ記念ノ為メ
 ノニニ記入セラレサルカ故ニ其動産
 質ノ賣却セラレサル以上ハ配當中ニ包含セラ

レサルナリ是ヲ以テ該債主ハ其動産質ノ代價
其債権ノ金額ヲ充タヌニ足ラサルノ恐アル片
ハ無特権ノ債主ト共ニ分散人ノ他ノ財産ニ付
キ配當ニ與カル為メニ周密ナル注意ヲ加フヘ
キモノナリ

(二九五〇) 然レモ此見解ハ分散人ヨリ與ヘタ
ル質物ニ非サレハ之ヲ適用セサルモノトス則
テ債主全体ハ第三者ヨリ提出シタル質物ニ付
キ自己ノ権利ヲ主張スルノ資格ヲ毫モ有スル
トナシ是ヲ以テ立法者カ斯ノ如キ質物ヲ主眼
トセサリシ證據ハ乃々若干ノ條件ヲ以テ質物
ヲ取戻シ又ハ賣拂ノ場合ニ於テハ負債ニ付キ
其代價ノ剩餘ヲ請求スルヲ管財人ニ許ス所

ノ第五百四十三條第五百四十四條ニ原申スル
ナリ蓋シ此規則ハ分散人ヨリ與ヘタル質物ヲ
推定シタルヤ明亮ナルハシ

(一九五二) 負債者家資分散ノ場合ニ於テ動産
質ヲ有スル債主ハ契約ニ定メタル期限内ニ其
質物ヲ賣拂ハシムルヲ得ヘシ今其理由ヲ舉
示スレハ即チ家資分散ハ分散人ヲシテ猶豫期
限ヲ失ハシム(民法第千百八十八條及七百八
五十一條)法律第四百五十一條亦債主ハ其質物
ノ賣払ヲ直チニ實行スルニ付キ争フハカラサ
ルノ利益ヲ有セリ若シ質物ノ賣払代價其債権
ノ金額ニ不足ヲ生スル片ハ分散人ノ他ノ財産
賣払ノ代價ヨリ生シタル金額ノ分配ニ與カル

ヘキ事是レナリ

第五百四十三條

分散管財人ハ如何ナル時期ニ於テモ掛リ裁
判官ノ許可ヲ得タル上負債ヲ償還シテ家資
分散ノ利益ノ爲メニ其動産ノ質物ヲ取戻ス
ルヲ得ヘシ

要旨

一九五三 第五百四十三條規則ノ理由

一九五三 如何ナル時期ニ於テモナル言辭

ノ意義

註釈

一九五三 全体ノ債主ハ質物ノ價格ニシテ其
負債ノ金額ヲ超過スルハ其質物ヲ取戻スニ

於テ利益ヲ有スルヲ得ヘシ然レ氏一方ヨリ
之ヲ論スレハ質物ヲ取戻スルヲ得ヘキ權利ハ
之ヲ輕忽ニ行ハサルヲ可トス是レ則チ第五百
四十三條ニ掛リ裁判官ノ許可ヲ得ルニ非サシ
ハ分散管財人ニ於テ質物ヲ取戻スルヲ許サ、
ル所以ナリ
一九五三 如何ナル時期ニ於テモナル語ハ乃
チ分散管財人カ掛リ裁判官ノ許可ヲ得タル以
上ハ假令ヒ家資分散ノ當初ニ於ケルモ右管財
人ノ質物ヲ取戻スルヲ得ヘキ旨ヲ了解セシム
ルカ爲メニ第五百四十三條中ニ記入シタルモ
ノナリ然レ氏此權利ノ執行タル既ニ債主ニ於
テ其質物ノ賣拂ヲ實行セラレタル後チニ在ル

片ハ止息スヘキヲ勿論ナリトス

第五百四十四條

分散管財人其動産ノ質物ヲ取戻サ、ル場合ニ於テ若シ債主ノ債權ヲ超過スル所ノ代價ヲ以テ其實物ヲ賣却シタルハ分散管財人ノカ餘分ヲ取戻ス、シ若シ又其代價ニシテ債額ヨリ少ナキハ動産ノ質物ヲ有スル債主ハ通常ノ債主ノ如ク其餘分ニ付キ債主全体中ニ於テ配分ニ與カルハキモノトス

要旨

（一九五四） 第五百四十四條ノ説明

（一九五五） 動産質ヲ有スル債主ハ速ニ其質物ノ賣却ヲ実行ス、キノ利益ヲ有ス、シ

註釋

（一九五四） 質物ハ負債ヲ償還スルヲ擔保スルノ方法ナリ故ニ若シ其物件ノ代價負債ノ總額ヲ超過スルハ乃チ債主全体ト分散人トヲ代理スル分散管財人ヨリ之ヲ取戻ス、キモノナリ若シ其代價擔保セラレタル所ノ債額ヨリ少ナキハ動産質ヲ有スル債主ハ其殘額即チ之ヲ詳言スレハ其債權ノ未タ消滅セサル部分ニ付テハ無特權ノ債主トナルハ（第五百四十

四條

（一九五五）

前段既ニ説明シタルカ如ク動産質ヲ有スル債主ハ其質物ノ代價ヲ以テ全部ノ辨濟ヲ充スニ足ラサルノ虞アルハ成ル可ク連

一、其質物ヲ賣取ハシムルハキヲ以テ利益ナリト
スルハ則チ本條ノ規則ニ由テ生スル所ナリ現
ニ其質物ノ賣取ニ至ルマテハ金額ノ配當ニ依
リ債主ノ損失ヲ醸スルアレハナリ

第五百四十五條

家資分散ノ公告前一ヶ月間ニ家資分散人カ
直接ニ使用セシ職工ノ得タル貸銀ハ雇人給
料ノ爲メ民法第一千一百一條ニ定メタル先取
特權ト同一ノ班位ヲ以テ先取特權アル債權
ノ員數中ニ許容セラル、モノトス
家資分散ノ公告前六ヶ月間ニ管店人ノ受ク
ルキ給料ハ右ト同一ノ班位ニ於テ許容セラ
ル、モノトス

要旨

一九五六 第五百四十五條ヲ以テ漸定シタ

ル昔日ノ異論

一九五七 分散人カ直接ニ使用セシ職工ノ

ル語ノ意義

一九五八 劇場ノ座主ニ僱用セララル、所ノ
俳優ハ第五百四十五條ニ記載シタル先取

特權ヲ請求スルヲ得ス

註釈

一九五六 千八百八年ノ商法ニ據レハ民法第

千二百〇一條ニ掲ケタル雇人ニ許與セララル、

所ノ先取特權ハ職工及ヒ管店人ニ於テモ亦之

ヲ請求スルヲ得、キヤ否ヲ知ルノ点ニ於テ

異論ナキニアラス抑々千八百五十一年ノ法律第
 五百四十五條ハ書入質ノ制ヲ改正セル法律第
 十九條ヲ以テ右規則ヲ確定シタルモノニシテ
 職工ニハ一ヶ月間ノ給料ニ付キ、管店人ニハ家
 資分散ノ公告ヲ先達ツ六ヶ月間ノ給料ニ付キ
 先取特権アルモノトシテ此疑問ヲ可決シタリ
 一九五七 第五百四十五條ニ所謂分散人カ直
 接ニ使用セシ職工トハ分散人ニ物品引渡ヲ為
 シタル職工又ハ分散人ノ為メニ請負ヲ為シタ
 ル者ハ家資分散ニ於ケル先取特権ヲ有スル旨
 ヲ主張スル能ハサルモノト了解スヘキナリ
 一九五八 劇場ノ座主ニ傭用セララル、俳優ハ
 其給料辨済ノ担保ニ付キ第五百四十五條ニ記

載シタル先取特権ヲ請求スルコト能ハサルモノ
 トス何トナレハ職工ニモ非ラズ管店人ニモ非
 ラサルカ故ナリ蓋シ管店人ハ商業上ノ行為ニ
 於テハ其主人ヲ代表スル者ナリ俳優ノ如キニ
 至テハ劇場ニ於テ其技藝ヲ見ハシ於テ藝術ヲ
 演スル者ナレハ管店人ト其身分位置ノ異ナル
 コト明白ニシテ同日ノ論ニ非ラス故ニ俳優ハ分
 散人ニ雇用セララル、者ノ給料ノ辨済ヲ擔保ス
 ル書入質法律第十九條第四項(民法第二百一
 十條)ニ依テ定メラレタル先取特権ヲ請求スルコ
 トヲ得サルモノトス而シテ必需階級ノ利益ニ由
 リ専ラ人情ヲ酌量シテ立法者カ其雇人ノ給料
 ヲ考察シ其傭役ノ價銀如何ヲ顧ミサルハ今日

學說ト判例トニ於テ一般ニ認定セラレタル所
ナリ

第五百四十六條

民法第二千二百二條第四項ニ於テ動產物件賣
主ノ為メニ定メタル先取特權及ヒ所有權取
得ノ權利并解除ノ權利ハ家資分散ノ場合ニ
認許セラレサルモノトス
然レ氏此特權ハ物品引渡ノ時ヨリ工業場ニ
於テ使用スル所ノ器械供給者ノ為メニ二年
間継続存立ス
該特權ハ右引渡ノ時ヨリ十五年間ニ負債者
ノ本籍ヲ有スル郡若シ負債者本籍ヲ有セサ
ル中ハ其住所ヲ有スル地ノ商事裁判所ノ書

記台ニ設備シタル特別ノ帳簿ニ其物件賣買
ノ證書ヲ登記シタル後チニ非サレハ効力ナ
キモノトス但商事裁判所ノ書記ハ其登記ノ
事ヲ知ラシカ為メニ請求ヲ為ス者ニ對シ之
ヲ示スノ義務ヲ有ス
此特權ハ其器械ノ用方的若クハ無形的ノ不
動產ト成リタル場合ニ於テモ亦之ヲ行フ
ヲ得
物品引渡ハ反對ノ證據アル時ヲ除クノ外賣
主ノ帳簿ニ依テ之ヲ規定スヘシ
負債者特權ノ期限滿限ヨリ二年前ニ家資分
散ヲ言渡サレタル中ハ其特權ハ該分散精算
ノ後チ迄継続存ス

要旨

- (一九五九) 動産物件ノ賣主ニ正當ニ屬スル
- 所ノ種々ノ權利
- (一九六〇) 此權利ノ執行ハ買主ノ家資分散
- ヲ為ス場合ニ於テハ既ニ之ヲ許可スハカ
- ラスノ理由
- (一九六一) 工業場ニ使用スル所ノ器械供給
- 者ノ利益ニ於ケル例外
- (一九六二) 先取特權ヲ保持スルカ為メニ要
- スル法式ノ第五百四十六條第三項ノ説明
- (一九六三) 第四項ノ説明
- (一九六四) 第五項ノ説明
- (一九六五) 未段規則ノ説明

註釋

(一九五九) 現今千八百五十一年十二月十六日
 日耳義法律第二十條ヲ以テ代用シタル民法
 第二千百〇二條ノ明文ニ據レハ動産物件ノ賣
 主ハ買主ニ於テ其物件ヲ占有スル以上ハ之カ
 賣拂ノ有期又ハ無期ニテ為シタルヲ問ハス其
 代價辨済ノ擔保トシテ先取特權ヲ有スルモノ
 トス是ヲ以テ無期ニテ賣拂ヲ為シタルハ賣
 主ハ買主ニ於テ其物件ヲ占有スル間ハ右賣拂
 ノ物件ヲ取戻シ得ハキト素ヨリ論ナリ亦買主
 ニ於テ其物件ノ轉賣ヲ防止スルヲ得ヘシ但
 此其取戻ハ物件引渡ヨリ八日間ニ為スハキト
 且ツ其物件ノ引渡ノ時ニ於ケルト同一ノ景状

ニ在ルハキトヲ要スルナリ最後ニ解除ノ未必
條件カ通常含蓄セラル、所ノ兩繫ノ契約(民法
第千百十四條參首)ニ普通法ヲ適用シ以テ賣主
ハ其賣拂タル物件代價ノ辨濟ナキ場合ニ當リ
尚ホ賣買契約ノ解除ヲ訟求スルヲ得ヘシ
二九六〇 商人ノ家資分散ヲ爲ス場合ニ於テ
本條ニ記載セル種々ノ規則ヲ適用スルハ危險
ナルモノ、如シ何トナレハ此商人ト契約ヲ爲
シタル第三者ニシテ動産ヲ旨トシテ之ヲ締結
シタルモ若シ其動産カ前文ニ掲ケタル權利ノ
執行ニ依テ吸收セラル、并ハ忽チ其損害ヲ被
ラサルハカラス是ヲ以テ斯ノ如キ論点アル問
題ヲ断定シタル第五百四十六條ハ其第一項ニ

先取特權及ヒ所有權取戻ノ權利云々ト規定シ
以テ其疑義ヲ解除セリ(第五百四十六條第一項

參首

然レ氏民法第千二百〇二條ニ定メタル所有權
取戻ノ權利ト家資分散ノ場合ニ於テ認許セラ
レサル所ノ千八百五十一年十二月十六日ノ法
律第二十條ニ定メタル所有權取戻ノ權利トノ
外ニ家資分散ノ由テ生スヘキ商法ニ規定シタ
ル特別ナル所有權取戻ノ權利アルヲ注意ス
ハシ

實ニ法律ニ於テハ買主ノ其義務ヲ履行セサル
ニ由リ賣主カ普通法ニ從ヒ賣買契約ノ解除ヲ
請求スルヲ得タルナラハ既ニ分散人ニ賣渡シ

タル物件ノ取戻ヲ禁止シタルナルヘシ而シテ
 賣主ハ直接ニ取戻スル能ハサル所ノモノヲ間
 接ニ取戻スルヲ得タルナルヘシ是レ則チ第五
 百四十六條ニ於テハ代價ノ支拂ナキカ爲メニ
 賣買ノ解除ヲ請求スルノ権能ヲ賣主ニ向テ許
 サル所以ナリ
 (一九六一) 然レモ此特推ハ繼續存立ス云云(第
 五百四十六條第二項)
 工業場ニ使用スル所ノ器械ニ関シテ賣主カ先
 取特権ヲ保持スルハ即チ其器械ノ果シテ能
 運轉旋動シ而シテ其使用上毫モ差支ナキヤ否
 ヲ保スルノ時間ヲ買主ニ與フルカ爲メニ其物
 件ノ代價ハ多少長キ期限ヲ以テ之カ辨濟ヲ爲

スヘキ旨ヲ約定スルヲ常トスルノ景況ニ基由
 シタルモノナリ故ニ立法者ハ商業上ノ慣習ニ
 於ケル信用ニ頼リ以テ賣主ヲシテ損害ヲ被ラ
 ガラシムルヲ期シタルモノナリ然レモ第五
 百四十六條ニ從ヒ其物件賣買ノ證書ヲ登記ス
 ルニ非サレハ其先取特権ト所有權取戻ノ權利
 トヲ保有スルハサルモノトセリ
 (一九六三) 先取特権ハ其物件賣買ノ證書ヲ登
 記シタル後チニ非サレハ効力ナキモノトス云
 云(第五百四十六條第三項)
 凡ソ買主ト契約ヲ取結ヒタル者ハ其賣渡シタ
 ル物件ニ係ル所ノ先取特権アルヲ他人ニ知
 ラシムヘキ利益ヲ有スルモノナリ是ヲ以テ法

律カ商事裁判所ノ書記局ニ其賣買ノ證書ヲ登
記セシメテ以テ之ヲ公ケニ為ス、キ、ヲ要スル
所以ニシテ書記ハ總テノ請求者ニ對シ之ヲ知
ラシムルノ義務ヲ有セリ
此登記ハ負債者本籍地ノ商事裁判所ノ書記局
ニ於テ為スヲ成規トス然レ氏其買主外國人ニ
シテ自耳義國ニ本籍ヲ有セサルヲアリ此ノ如
キ場合ニ於テハ其寄留地ヲ管轄スル裁判所ノ
書記局ニ於テ之カ登記ヲ為ス、シ
第五百四十六條ハ其物件ノ賣買ヲ證明シタル
證書ノ登記ヲ要スルモ必スシモ其證書ハ公正
ノ證書タルヲ要スルノ謂ニ非ラズ且ツヤ公正
ノ證書ハ商業上殆ト慣用スルモノニ非ラサル

ヲ以テ私證書ヲ以テスルヲ得、レト決定セサ
ルハカラス

一九六三「此特權ハ之ヲ行フヲ得云々」(第五
百四十六條第四項)

第五百四十六條ハ動産ニ基キタル先取特權ヲ
記シタルモノナリ而シテ其器械ノ全部地上ニ
装置構造シタルモ又ハ土地ノ用ニ供シ及ヒ其
土地收益ノ為メニ所有主カ地上ニ備ヘ置キタ
ル片ナルモ此器械ノ用方ニ依リ不動産ト為リ
タル片(民法第五百二十四條)ハ之ニ係ル先取特
權ノ止息セサルヤ否ニ就テハ疑義ヲ生スルヲ
得、レシ而シテ此疑義ハ第五百四十六條ニ拠テ
之ヲ否ト決定セラレタリ蓋シ其器械ヲ地上ニ

構造シタルキト虽比常ニ其代價ニ比スレハ僅
少ナル費用ヲ以テ也ニ之ヲ離移スルヲ得ハレ
是レ其先取特權ヲ保有スルハ正理ニ適フモ

ノト謂フハレ

二九六四 物品引渡ハ反對ノ證據アル時ヲ除

リノ外賣主ノ帳簿ニ依テ之ヲ規定スハレ(第五
百四十六條第五項)

工業場ニ於テ使用スル所ノ器械ノ供給者ハ其
賣買ヲ證明シリル證書ヲ物件引渡ヨリ十五日

間ニ登記スルニ非サレハ効力アル先取特權ヲ
有セサルモノトス若シ之ニ関シ争訟アル場合

ニ於テハ其物件引渡ノ時期ヲ定ムルヲ要ス是
レ則テ第五百四十六條ニ反對ノ證據アル時ヲ

降クノ外賣主ノ帳簿ニ依テ其証憑ヲ定ムハレ

ト記載セラレタル所以ナリ蓋シ此規則ハ一般

ニ通シ用ユヘキモノニシテ其通用上買主カ商

人タルト否トヲ區別スヘキ場合ナキモノトス

二九六五 負債者特權ノ期限満限ヨリ二年前

ニ家資分散ヲ言渡サレタル片山云々(第五百四

十六條末項)

凡ソ買主ノ家資分散ヲ為ス片ハ少クモ或ル期

限間分散人ノ動産ニ付キ先取特權執行ノ總テ

ノ方法ヲ停止セラル(第四百五十四條參看蓋シ

賣主ノ先取特權執行ニ付キ第五百四十六條ニ

於テ英ヘラシタル二年ノ期限満限ニ至ル前負
債者家資分散ヲ言渡サレタル場合ニ於テハ談

先取特権の家資分散ノ精算ノ後々マテ繼續成
 立スヘキモノニシテ此期限ノ満テタル後々ニ
 之ヲ及ホスヘカラサル旨ヲ規定スルヲ以テ立
 法者ハ至當ト爲シタルナリ又千八百五十一年
 十二月十六日ノ法律第二十条ニ不動産ノ差押
 カ器械ニ付テモ亦之ヲ執行セラルヘキ場合ニ
 對スル全一ノ決定ヲ記載シタリ而シテ此ノ如
 キ場合ニ於テノ賣主ノ先取特権ハ差押ヘタル
 物件ヨリ生スル所ノ金額ヲ分配スル後々ニ至
 ルマテ繼續存立スルモノナリ

第五百四十七條

分散管財人ノ動産ニ付キ先取特権アリト稱
 言スル各債主ノ目錄ヲ掛リ裁判官ニ差出シ

而シテ掛リ裁判官ハ別段ノ理由アルニ於テ
 ノ最初ノ入金ニ付キ右債主ニ辨濟ヲ爲ス
 ヲ許可スヘキ
 若シ其先取特権ニ付キ争訟アル片ハ商事裁
 判所ニ於テ之ヲ判定スヘキモノトス

要旨

- (一九六六) 商法ノ動産ニ関スル先取特権ノ
 細目ヲ規定セズ
- (一九六七) 動産ニ関スル先取特権ヲ有スル
 債主ノ權利
- (一九六八) 先取特権ニ付キ争訟アル片之ヲ
 裁定スヘキ管轄裁判所

註釈

九六六) 商法ニ於テハ動産ニ係ル各種ノ先
 特權ヲ詳細ニ設定セザルナリ而シテ此事項
 民法ニ於テ之ヲ規定スルモノトス商法ハ唯
 普通法ノ適用ヲ容易ナラシメ及ヒ若干ノ異
 ヲ断定スルカ為メニ三ノ規則ヲ定メタル
 過キサルナリ
 九六七) 動産ニ付キ先取特權ヲ有スル債主
 最初其擔保ト為シタル物件ノ代價ヲ辨濟セ
 ンルヲ得ヘシ若シ其代價ノ不充分ナル場
 ニ於テハ無特權ノ債主ト共ニ剩餘ノ額ニ付
 當ニ與カルヘキ權利ヲ有セリ則チ第五百四
 七条ニ分散管財人ハ掛リ裁判官ニ目錄ヲ差
 シ云々ト記載セラレタルモ亦此精神ヲ出シ

ハナリ

九六八)

先取特權ニ関シ争訟アル中ハ商事
 裁判所ヲ以テ之ヲ裁決スヘキ管轄裁判所トス
 何ソヤ家資分散事件ニ直接ニ関スル争訟ニ係
 レハナリ而シテ第五百四十七条ニ何等ノ區別
 ヲモ設ケザルハ則チ唯一ノ裁判所ヲ主眼トシ
 タルヲ以テナリ然レバ此決定ハ先取特權ノ獨
 リ争ハレタル場合ニ之ヲ適用スヘシ若シ
 其争訟ニシテ商業ニ関セザル債權ニ由テ生ス
 ル中ハ訴訟關係人ハ民事裁判所ニ出訴スヘキ
 モノトス(第五百〇四条ノ論旨)
 第三節 書入債權ヲ有スル債主ノ權利
 及ヒ不動産ニ付キ先取特權ヲ有スル

債主ノ権利

(一九六九) 緒言

註釈

(一九六九) 不動産ニ付キ書入債権又ハ先取特
 権ヲ有スル債主ハ特ニ其抵當ニ充テラレタル
 物件ノ代價ニ付キ他ノ債主ヨリ先キニ辨濟ヲ
 受リヘキ權利ヲ有セリ若シ其代價ノ不充分ナ
 ル片ハ分散人ノ他ノ財態ヨリ生スル所ノ入額
 ニ付キ其特權ノ債主ト共ニ分配ニ與ケルヘキ
 權利ヲ有スヘシ蓋シ負債者ノ財産ハ先取特權
 ノ正當ナル理由アル片ヲ除クノ外其債主ノ共
 同貨物タルヲ以テナリ民法第二千〇九十三條
 及ヒ千八百五十一年十二月十六日ノ法律第八

条是レ則チ左ニ記載スル至タル三箇ノ場合ヲ
 區別シテ以テ此事項ヲ規定スル所ノ家資分散
 ニ係ル法律亦五百四十八條乃至第五百五十二
 條ノ規則ヲ設定シタルモ亦此ニ原則ヲ併合シ
 タルモノト謂フヘシ

第一 先取特權又ハ書入債権ニ充テタル物
 件即チ不動産賣払代價ノ分配ハ不動産賣拂
 代價ノ分配前又ハ同時ニ之ヲ為スヘキ事
 (第五百四十八條)

第二 不動産ヨリ生スル所ノ金額ノ分配ハ不
 動産ノ代價分配前ニ之ヲ行フヘキ事(第五
 百四十九條第五百五十條及ヒ第五百五十
 一條)

第三 書入債権ヲ有スル債主ハ書入レタル
財産ニ付キ若干ノ物件ヲ收受スルカ為メ
ニ有益ナル班位ニ列セザル事

第五百四十八條

若シ不動産ノ代價分配ヲ動産ノ代價分配以
前ニ為シ又ハ之ノ同時ニ為ス時ハ先取特權
アル債主又ハ書入債権アル債主ニシテ不動
産ノ代價ニ依リ全ク其償還ヲ受クルコトヲ得
ザリシ者ハ其償還ヲ受リヘキ残額ノ割合ヲ
以テ無特權ノ債主ノ全体ニ属スル金額ニ付
キ其特權ノ債主ト相抗競スヘシ但シ之カ為
メニ前文ニ定メタル方法ヲ以テ右債主ノ債
権ヲ調査及ヒ確言スルコトヲ必要トス

要旨

一九七〇 第五百四十八條ノ規則ニ付キ一
例ヲ舉ゲテ以テ示ス所ノ説明

一九七二 書入債権又ハ先取特權ノ債権ハ
債権ノ申述、確認及ヒ調査ノ法式ニ従フヘ
キモノトス

註釈

一九七〇 第五百四十八條ニ定メタル規則ヲ
適用スルニ付キ四子ノラニ書入債権又ハ不
動産ニ付テノ先取特權アリテ債主全体ハ百分
ノ五十ノ配当ヲ與特權ノ債主ニ與ヘタルコト
リトセンニ其書入債権又ハ先取特權ニ於テニ
千ノラニ得タル債主ハ猶與特權ノ債主全体
中ニ於テ千ノラニ收受スヘシ即チ之ヲ詳

言スレハ書入債権又ハ先取特権ニ由テ得タル
金高ヲ控除シタル后々猶ホ残留シタル金額二
千円ラシニ付キ百分ノ五十ヲ收受スヘキナリ
一九七二 第五百四十八条末段ノ規則ハ即チ
書入債権又ハ先取特権ヲ有スル債主カ他ノ債
主ト共ニ無特権ノ債主全体中ニ加ハラセカ為
メ申立ヲ為ス時ノ其債権ノ確認及ヒ調査ヲ
必要ナリト思量シタルモノ、如ク原則上ヨリ
之ヲ論スレハ先取特権又ハ書入債権ニ由テ担
保セラレタル権利ノ家資分散ニ付キ何等ノ損
害ヲモ受クヘカラサルモノニシテ債権ノ申述
確認及ヒ調査ニ関スル法式ハ此資格ニ於ケル
書入債権又ハ先取特権ヲ有スル債主ヲ拘束セ

サノ十

サレモノトス
然レ氏年輩ノ見ル所ヲ以テスレハ此等ノ區別
ハ根拠トスル所ナキモノト謂フヘシ
凡ソ家資分散ノ場合ニ於テハ書入債権及ヒ先
取特権ヲ有スル債主ハ皆ナ他ノ債主ト同シク
其債権ニ疑ヲ容レラルヘシ何モトナレハ其債
権ハ真正ナル債主ヲ欺罔スヘキ目的ニ出タルモ
ノトシテ推測セラルヘキカ故ナリ是ヲ以テ如
何ナル債主トモ凡ソ債主全体ニ對シテ自己
ノ權利ヲ執行セシト欲スル者ハ其債権ノ正當
ナルヲ證明スルカ為メニ定マラレタル法式ヲ
履行スヘシ故ニ法律ハ書入債権又ハ先取特権
ヲ有スル債主モ亦他ノ債主ト同一ナル義務即

チ上

ナ法式ニ従フヘキモノト為セリ是レ第四百九
十三条ニ右債主ノ申述ハ其證書并ニ權利ニ充
テタル先取特權書入質權又ハ不動産質權ノ明記
ヲ要スルヲ以テナリ

第五百四十九条

若シ不動産ノ代價ヲ分配スル前ニ不動産ノ代
價ヲ一回又ハ數回分配スル片ハ調査ノ上確
言シタル先取特權アル債主及ヒ書入質權ア
ル債主ハ其債權ノ全額ノ割合ヲ以テ配当中
ニ抗競スヘシ但シ必要ノ場合ニ於テハ下文
ニ記載スル所ノ離分ヲ為スヘキモノトス

要旨

○九七三 書入質權又ハ先取特權ヲ有スル

債主ト不動産質權ヲ有スル債主トノ間ニ於
ケル差等

○九七三 右差等ノ理由

註釈

一九七三 書入質權又ハ先取特權ヲ有スル債
主ハ不動産質權ヲ有スル債主ヨリ更ニ便宜ヲ享
有スル所以ハ即チ第五百四十二条ニ比較シタ
ル第五百四十九条ニ由テ生スルモノナリ是ヲ
以テ書入質權又ハ先取特權ヲ有スル債主ハ其
書入質權又ハ先取特權ニ供シタル物件賣払前
ト雖モ無特權ノ債主ト共ニ配当ニ加ハルヲ
得ヘシ但シ不動産質權ヲ有スル債主ハ記念ノ為
メノミニ非サレハ債主全体中ニ記入セラレサ

ルヲ以テ其買物賣松ノ後チニシテ且ツ其代價
ノ債額ヲ充スニ足ラサル場合ニ非サレハ右全
体中ニ加ハルヲ得サルモノトス
一九七三 蓋シ斯ノ如キ差等アル所以ハ元來
動産質ハ容易且ツ迅速ニ之カ賣松ヲ実行シ得
ヘキモ不動産ノ賣松ニ至テハ書入債權又ハ先
取特權ヲ有スル債主カ其不動産賣松前ニ於ケ
ル配当高ノ分配ニ共カラサルニ於テハ屢損害
ヲ被ルルヲアルヘキヲ以テ其賣松ノ為メニ規
定シタル法式ハ稍長キ期限ヲ要スルニ在ルカ
故ナリ

第五百五十二条
不動産ノ賣松及ヒ書入債ノ權利アル債主及

カノ面

ヒ先取特權アル債主ノ間ニ於ケル順序確定
ノ後チ右債主中ニテ其債權ノ金額ノ為メニ
不動産ノ代價ニ付キ有益ナル順序ニ列スル
所ノ者ハ其特權ノ債主全体中ニテ受取リタ
ル金額ヲ控除スルニ非サレハ其書入債ノ班
位整理ノ金額ヲ收受スヘカラサルモノトス
前項控除シタル金額ハ書入債權ヲ有スル債
主全体中ニ存置スヘカラスシテ其利益ノ為
メニ離方ヲ為シタル其特權ノ債主全体中ニ
帰屬スヘキモノトス

要旨

一九七四 第五百五十二条ノ辯明

註釈

中五

一九七四 第五百五十一条ノ規則ハ一讀容易ニ
 了解シ得ヘキモノニシテ尤モ道理ニ適シタル
 モノト謂フヘシ
 書入債權又ハ先取特權ヲ有スル債主其書入債
 權又ハ先取特權ニ由ラ全部ノ辨償ヲ受ケタル
 片ハ無特權ノ債主全体中ニ於テ毫モ收受スヘ
 キモノナシトス故ニ若シ仮リニ此全体中ニ參
 加シテ若干ノ金額ヲ收受シタルモノトスル片
 ハ即チ無特權ノ債主ヲシテ書入債權又ハ先取
 特權ヲ有スル債主ノ為メニ不当ニ負担ニ陷レ
 テラシメタル為メニ其書入債權ニ由テ得タル
 金額ヨリ之ヲ控除シ且其債主ノ全体ニ滯屬セ
 シタルヲ至当トス

第五百五十一条

不動産ノ代價分配ニ於テ一部分ノ班位ヲ
 整定セラルタル書入債權ヲ有スル債主ニ関
 シテハ左ノ如ク処分スヘシ
 無特權ノ債主全体ニ關スル該債主ノ權利ハ
 右不動産ノ班位整定ノ後チニ猶ホ債主タル
 所ノ金額ニ從ヒ之ヲ確定スヘシ而シテ以前
 ノ分配ニ付キ其割合以外ニ於テ收受シタル
 金額ノ其債主ノ書入債權ノ班位整定ノ金額中
 ニ之ヲ貯存スヘシ

要旨

一九七五 第五百五十一条ノ辯明
 一九七六 二判決ノ論駁

註釈
 一九七五 第五百五十一条ノ規則ハ尤モ論理ニ適ヒタルモノトス蓋シ書入債權ハ先取特權ヲ有スル債主ハ其債權ノ全部ニ對シ無特權ノ債主全体中ニ於テ假リノ班位整定ニ由リ確然付與セラレタル金額ヨリ多キ金額ヲ收受スレ何トナシレハ其配当額ハ書入債權ノ班位整定ノ金額中ヨリ控除シタル後チニ非カレハ莫殘留ノ金高ヲ決算スルヲ能ハサルヲ以テナリ故ニ班位整定ノ金額ニ付キ之ヲ控除ヲ為シ及ヒ其控除シタル金額ヲ以テ当然払フ一キモノヨリ餘分ニ弁済セラレタル無特權ノ債主全体ニ歸スルヲ望ムナリトス

二九七五(書入債ト為リタル財産ノ代價ニシテ家資分散ヲ公告スル裁判ノ後チ既ニ期限ニ至リタル利息ヲ加ヘテ以テ債權ノ元金ヲ辨済スルニ足ラサルハ民法第百五十四條ノ規則ニ從ヒ先ツ其利息ニ之ヲ算入スヘキモノナルヤ

此疑問ハ尤モ掲ケル關係ニ付テ頗ル緊要ナルモノトス若シ其利息ニ付キ最初ニ算入ヲ為ス全体中ニ提出シ得ヘキ所ノ金額ハ更ラニ多額トナル一ニ現ニ其元金ハ減セズ又ハ減少スルモ甚ク微少ナルハ之ニ及シ若シ元金ニ付キ其算入ヲ為スヘキモノトスルハ相当額ニ至ル迄之ヲ減少シ而シテ其債主ハ無特權ノ債主

全体中ニ其利息ノ金額ヲ提出スルヲ得ス何
トナレハ家賃分散ヲ公告スル裁判アリタル中
ハ其利息ノ増殖ヲ止息スヘキカ故ナリ(白耳義
法律第四百五十一條、佛朗西法律第四百四十五
年)

佛朗西ノ大審院及ヒ里昂府ノ控訴院ニ於テハ
其算入ヲ先ツ元金ニ付キ為スヘキモノト判決
シタリ

其判決タル若シ他ノ方法ヲ施スヤハ無特權ノ
債主ニ對シテ利息ノ増殖ヲ止息スル所ノ規則
ヲ間接ニ犯ス一シト云フニ在リ(方四百五十一
條)而シテ以テ為ラリ若シ書入債ト為シタル財産
ヲ直チニ賣却ヒタル片ハ其代價ヲ以テ元金ノ

償還ニ充用シ且ツ債主全体ハ利息ヲ辨済ムハ
キ義務ヲ負ハス然ラスレテ其算入ヲ最初利息
ニ付為スモノトセハ遲滞ノ場合ニ於テハ其元金
ハ更ラニ多額トナリ而シテ書入債ト為シタル
財産ヲ以テ償還スルヲ能ハサル所ノ元金ノ幾
分ヲ返済シタルモ無特權ノ債主ハ間接ニ利息
ヲ辨済ムルニ至ルヘシト
余輩ノ意見ニ據レハ前陳ノ理由タル皮想ノ見
ニシテ着實ノモノニ非ラサルヘシ
第一ニ明文上ヨリ此疑問ヲ考究スル片ハ家賃
分散ヲ公告スル裁判ハ先取特權、動産質權又ハ
書入質權ヲ以テ擔保ニタル所ノ債額ヨリ生ス
ル利息ノ増殖ヲ止息セサルモノナリ但、擔保セ

ラシタル債額ノ利息ハ其先取特権書入質権又
ハ動産質権ニ充テタル財産ヨリ生スル所ノ金
額ニ付テノ之ヲ請求スルヲ得ヘシ故ニ此
制限ヲ遵守スルハ先取特権動産質権又ハ書
入質権ヲ有スル債主ハ商法ニ於テ特ニ明文ヲ
掲ケサル所ノ方法ナル民法第一千二百五十四條
ニ定メタル質入ノ方法ヲ何故ニ利用シ得ヘカ
ラサルヤ之ヲ知ルヲ能ハズ亦法律ノ精神ヲ假
用シテ以テ一ノ例外ニ重メルニ他ノ例外ヲ以
テスルヲ能ハサルヘシ是レ變例ハ已ムヲ得サ
ル場合ニノ之ヲ用ユヘシトノ原則ニ悖戻ス
ル所アルヲ以テナリ
余輩力論駁シタル所ノ判例ハ公義ノ点ニ於テ

更ラニ證明スルヲ得ヘキモノナルヤ
吾ノ判例ハ甚々狹隘ナル区域ヲ以テ其疑問ヲ
觀察シタルカ故ニ之ヲ證明スルヲ能ハサルハ
蓋シ此判例ハ唯々賣買ニ加ハタル遲滞カ間
接ニ利息ヲ債主全体ノ負擔ニ歸セシムヘキ状
況ヲ思考シタルニ過キス然レ氏此不都合アル
ニ當リ又一ノ利益アリ則テ債主全体ハ書入質
ト爲シタル財産ノ入額ヲ依然享有スヘキ事是
レナリ故ニ之カ當ヲ得ニハ債主全体カ利息
ヲ免除セラル、モノトセハ彼レ入額ヲ返還ス
ヘキ義務アルヲ要ス然ルニ其返還ノ義務タル
法律上何等ノ明文ナキヲ以テ普通法ニ從ヒ先
ツ其代價ヲ利息ニ算入スルヲ至當トスヘシ
三

主ノ首做ニ且ツ其債主ノ資格ヲ以テ分散ノ結果ヲ受クハシ

要旨

第五百五十二條規則ノ理由

第五百五十二條 書入質權又ハ先取特權ヲ有スル

債主ニテ有益ナル順序ニ列セラル者ハ

其書入質權又ハ先取特權ヲ放棄スルニ於

テ利益了レテハ

註釋

第五百五十二條ノ規則ハ自ラ辨明

スルモノト謂フハ書入質權ヲ有スル債主ニ
ニテ其債權ノ一部分ニ對シテ有益ナル順
序ニ列セラル者ハ到底無特權ノ債主タルニ過
キサルヲ明瞭ナルハシ故ニ其債主ノ資格ヲ以
テ論セラルハキ者ニシテ分散和約ノ結果及ヒ
無特權ノ債主全体ノ總テノ行為ニ從フハキモ
ノナリ

第五百五十二條ニ掲ケタル場合ニ

於テハ書入質權又ハ先取特權ヲ有スル債主ハ

未タ參加セサル所ノ分散和約ト虽モ之ニ依テ

拘束セラル、モノト是レ則テ書入質權又ハ

先取特權ヲ有スル債主ハ其班位優等ナル他ノ

債主ノ合同ニ依リ其權利ノ毫モ利スル所ナキ

隊知シタル牛ハ家資分散ノ初メニ於テ其書
入質權又ハ先取特權ヲ拋棄スルニ付キ利益ア
ルハ此拋棄ニ由リ該債主カ分散和約ノ行為
ニ干與シ得ハキ一ハ其拋棄ノ半ハニ對シテモ
之ヲ爲シ得ハキモトス

第四節 夫ノ家資分散ノ場合ニ於ケル
婦ノ權利

緒言

要旨

一九七九 分散人ノ婦ニ関スル千八百八十

商法ノ嚴格

一九八〇 千八百五十一年ノ法律第五百五
十三條ヨリ第五百六十條ニ至ル條款ニ由

リ普通法ニ加ハタル制限ヲ何人ノ引換ス
ルヲ得ハキヤ

一九八二 其制限ハ家資分散ヲ公告シタル
場合ニ非サレハ之ヲ適用スハカラス

註釈

一九七九 新商法發布前ニ在テハ夫ノ家資分
散ヲ爲スモ債主ヲ欺罔シ以テ其財産ヲ脱漏隱
匿シテ奢侈ノ生活ヲ爲シタル商人ノ婦ヲ見テ
憤念ノ念ヲ終シ世人ノ屢激昂シタル下リ併
國參議院ニ於テハ千八百八十年ノ商法討議ノ際
一方リ第一世那破烈翁ハ力ヲ極メテ此弊ヲ
及除セント蓋シ遂ニ日用必需品ヲ除クノ
外ハ都テ婦ノ財産モ亦分散人ノ債主ニ與ス

ト云ハ言セラル、ニ至レリ而シテ此發言ハ甚
タ苛酷ニシテ不正タルヲ免カレサルヲ以テ參
議院ノ採用スル所トナラザリシト虽氏然レ氏
千八百八二年ノ商法ニ於テハ猶ホ嚴ニ分散人ノ
婦ヲ處セリ再來佛朗西、自耳義ノ新商法ニ於テ
ハ大ニ其處遇ヲ寬和ナラシメタルモ夫ノ家資
分散ハ其婦ノ權利上猶ホ一大影響ヲ及ホスモ
ノト云フハシ
一九八〇 千八百五十一年ノ法律第五百五十
三條ヨリ第五百六十條ニ至ル條款ニ記載シタ
ル家資分散ノ商人ノ婦ノ權利ニ加ヘラレタル
制限(千八百三十八年佛朗西法律第五百五十七
條乃至第五百六十四條)ハ專ラ債主ノ利益ノ爲

トニ設ケタルモノナリ故ニ此制限ハ夫若クハ
相続人ニ對シテ婦ノ權利ヲ規定スルニ付テ
ハ之ヲ引援スルヲ能ハサルモノトス然レ氏分
散人ニ分散和約ヲ許與スル片ハ其婦ヲシテ之
カ權利ノ全部ヲ復セシメス何トナレハ債主ニ
於テ全部ノ辨済ヲ受ケサル以上ハ法律ニ於テ
加フル所ノ制限ヲ利用ス、キ利益ヲ有スルヲ
以テナリ
一九八二 夫ノ家資分散ノ場合ニ於ケル婦ノ
權利ナル題號ヲ其文字ノ傍解釈スル片ハ其規
則タル家資分散ヲ公告スル裁判アラサル中ト
虽氏猶ホ之ヲ適用ス、キモノト思考セラル、
ニ至ル、シ則テ第四百三十七條ノ明文ニ凡ソ

支拂ヲ停止シ及ヒ信用ヲ失ヒタル商人ハ家資
分散ノ景状ニ在ルモノトシト記載セラレタル
ヲ以テ之ヲ知ルヘシ
以上ノ論旨ハ即チ學者過半ノ説ニシテ猶亦且
ツ佛朗西ノ判例ニ依テモ確定セラレタルモノ
ナリ然レ氏余輩ノ説ニ拠レハ白耳義ノ法律ニ
反シタルモノト謂フヘシ
法律上ノ効力ヨリ之ヲ見レハ家資分散ヲ公告
スル裁判ナキハ支拂ノ停止ヲ認識スルニ由
ナキモノナリ何トナレハ此停止ヲ為シタル時
期ヲ特別ニ定メサレハ即チ其裁判前ニ遡ル
ヲ得サレハナリ故ニ家資分散ノ事ヲ論スル
ハ立法者ハ専ラ裁判上公告セラレタル家資分

散ヲ上眼トシタル一ヲ知ルヘシ而シテ此ニハ
其意思如何ヲ探求スルニ止マルヘシ第五百六
十條末段ノ規則ハ即チ余輩ノ説ヲ保助スルモ
ノナリ家資分散ヲ公告スル裁判前ニ裁判上財
産ヲ分割シタル婦ハ其分割ノ裁判執行ニ由テ
附與セラレタル動産モ亦均ク之ヲ取戻ス一ヲ
得ヘシ是レ此條ハ家資分散ヲ公告スル裁判ノ
事ヲ記スルモノニシテ單ニ信用ノ喪失ニ伴ヒ
タル支拂停止ノ一事ヲ載セサル一ヲ見ルヘシ
蓋シ裁判上公告セラレサル所ノ家資分散ノ事
實ヲ以テ婦ノ權利ヲ制限スルニ足ルモノトヒ
ハ第五百六十條ニ於テハ其分散ノ事實ヲ掲ク
ルニ止マリ家資分散ノ公告人ニ裁判ノ事ヲ記

載スルヲ要セサルナリ余輩ノ見ル所ニ依レハ
此條ハ第四條ノ題辭ノ意義ヲ大ニ辨明スルモ
ノト謂フハ之白耳義大審院ニ於テ檢事長ハ
アル氏ノ論結ニ基キテハタル判決書中法律ノ
明又ニ概リ若シ支払停止ノ一事ヲ以テ商人カ
家資分散ノ景状ニ在ルヲ至當トスルハ裁
判ヲ以テ其存在ヲ認定公言シ以テ公安ヲ擔保
シ是ニ第三者ノ權利ヲ保護スルノ必要ナルニ
非ラスヤト謂ハリ
以下第五百五十三條乃至第五百六十條ニ至ル
各條ノ說明ヲ記載スハシ

第五百五十三條
夫ノ家資分散ノ場合ニ於テハ不動産ニ於ケ

ル持寄財産ヲ共通ニトサハリシ婦ハ右ノ不
動産ト財産相續ニ依リ人ハ生存中ノ贈与又
ハ遺囑ノ贈与ヨリ得タル不動産トテ原物
ノ儘ニテ取戻スヘシ
婦ノ自己ノ物件ニ對スル交換又ハ再用ノ表
獲得シタル不動産ニ付テハ其獲得ノ契約書
中再用ノ約定ヲ掲ケ且ツ支払停止ヨリ少ナ
クモ十日日前ニ婦ノ之ヲ承諾シタルハ亦同シ

要旨

二九八三 婦カ原物ノ儘ニテ取戻シ得ヘキ

不動産ノ指示ノ理由

二九八三 夫ノ家資分散ノ場合ニ於テ婦ハ原

物ノ係即チ之ヲ詳言ムレハ婦ニ屬シタルモノ
トシテ左ノ物件ヲ取戻スルヲ得ハレ
第一 婚姻ノ時婦ニ屬シ及ヒ共通ニ為サレ
ル不動産(第五百十三條第一項)
斯ノ如キ不動産ハ即チ婦ノ所有權ヲ有スルモノ
トス蓋シ夫ノ家資分散ヲ為スモ原物ノ係ニ
於ケル取戻又ハ婦ニ屬スル取戻ノ權利ニ障碍
ヲ及ボスハカラサルヲ至當ト人然レモ若シ婦
ニ於テ若干ノ不動産ヲ動産ト為シタル片即チ
之ヲ詳言ムレハ動産ノ代リニ全部若クハ幾分
ノ共通財産ニ加ヘタル片ハ其取戻ノ權利ハ既
ニ之ヲ執行スルヲ得又ハ動産ト為ス事ノ
約款ニ付キ民法ノ規則ヨリ生スル所ノ制限ニ

從フハレ是レ第五百十三條ニ於テ共通ト為
シタル不動産ニ於ケル持寄財産ノ事ヲ掲ケ以
テ其意ヲ了解セシメタル所以ナリ凡ソ訟求ヲ
為ス者ハ其訴權ノ基礎トスル所ヲ證明スルヲ
要スルガ故ニ婦カ其不動産ニ於ケル持寄財産
ヲ取戻スルハ其所有權又ハ婚姻前適法ニ為シ
タル占有權ヲ有スルヲ定ムルキモナリ(民
法第四百〇二條)
第二 婚姻中財産相續生存中ノ贈与又ハ遺
囑ノ贈与ニ由テ婦ニ歸シタル不動産(第五
百五十三條第一項)
此項ニ於ケル不動産ハ夫ノ財産ニ由テ獲得シ
タルモノニ非ラサルヲ確チタリ故ニ婦ハ原物

、終ニテ之ヲ取戻シ得ハキヲ以テ至當ナルモノトス
贈与ナル語ハ契約上ノ設定ヲ含蓄ム但シ第百五十三條ノ
規則ハ夫ヨリ其婦ニ為シタル贈与ニ之ヲ適用ムハカラサルモノ
ト人(第百五十五條各ノ論證)

第三 婦自己ノ物件ヲ賣却セラレタルキ其

自己ノ物件ト交換ノ名義ニ於ケルモ又ハ
再用ノ名義ニ於ケルモ既ニ獲得シタル不

動産(第百五十三條第二項)

此不動産ハ既ニ讓与シタル不動産ニ代用シタ

ルモノニシテ則チ其不動産ノ法律上婦ニ附与

セラレタルモノナリ(民法第四百七條)故ニ

同一ノ規則ニ從フモノトス然レ氏婦ノ自己ノ

財産賣却ノ場合ニ於テハ婦ノ再用ニ依テ獲得

シタル財産ヲ取戻シ得ニカ為メニハ再用ノ約
款ハ獲得ノ證書ヲ以テ為スハキ一及ヒ支払停
止前少クモ十日間ニ婦ノ之ヲ承諾スルヲ要ス
第百五十三條第二項(支払停止前少クモ十日
間云々ノ條件ハ共通ノ継続スル間ハ民法第千
四百三十五條)婦ニ再用ヲ承諾スルトテ許スモ
ノニシテ再用ノ申述ト共ニ獲得シタル不動産
カ其獲得以來價額ヲ増加シタルキハ夫ノ債主
ヲ害スハキ詐欺ノ所為ヲ避クルカ為メニ之ヲ
要セリ是レ普通法ニ拠ラサルモノト謂フハレ

第百五十四條

婦ハ亦右財産相続及ヒ贈與ヨリ得タル金額
ヲ以テ自己ノ名義ニテ自ラ獲得シタル不動産

産ヲ取戻スルハ但シ其使用ノ申述ヲ獲得ノ
契約書ニ明記シ且ツ財産目録ニ依リ又ハ其
他總テノ公正證書ニ依リ右金額ノ原由ヲ證
明スルヲ必要トス

要旨

二九八三 第五百五十四條ノ説明

二九八四 使用ノ申述ハ支払停止前十日間

ニ之ヲ為スルハシ

註釈

二九八三 第五百五十四條ハ婦ニ為シタル贈
與又ハ婦ニ歸シタル財産相續ニ由テ得タル金
額ハ婚姻契約ニ從ヒ婦ニ屬スルキ財産ヲ設定
スルモノト假定シタルナリ而シテ此問題ニ於

テハ該條ノ左ニ記載スルニ條件ニ由リ婦カ其
金額ヲ以テ自己ノ名義ニテ獲得シタル不動産
ヲ取戻シ得ルキ旨ヲ規定スルモノトス

一 使用ノ申述ハ之ヲ獲得ノ契約書ニ明記
スルキ事但シ此明記ナキ片ハ獲得シタ
ル不動産ハ婦ノ一身上ニ屬セズ而シテ婦
ハ第五百五十九條及ヒ第五百六十一條ニ
記載シタル取戻ノ権利ノ之ヲ執行スル
ヲ得ルニ止マルハシ

二 金額ノ原由ハ詐欺ヲ防リカ為メニ財産
目録又ハ其他總テノ公正證書ニ依リ之
ヲ證明スルキ事

二九八四 第五百五十四條ニ記載シタル獲得

子婦ノ名義ヲ以テ其夫ノ為シタルギハ再用ノ
 場合ノ為メニ第五百五十三條ニ掲ケタル決定
 ノ差例ヲ推シテ婦ノ承諾ハ支払停止ヨリ十日
 前ニ為スハキモノト思考セラル而シテ第五百
 五十四條ニ於テハ此點ニ付キ明文ヲ掲ケサル
 ハ則チ事實ナリト雖凡然レ凡前文ニ於ケル決
 定ハ法律ノ精神ニ適合シタルモノト謂フヘシ
 第五百五十五條
 前條ニ定メタル場合ノ外如何ナル制ヲ以テ

婚姻ノ契約ヲ為シタルヲ問ハス家資分散人
 ノ婦ノ獲得シタル財産ハ其夫ニ屬スルモノ
 ニシテ夫ノ金額ヲ以テ其代價ヲ辨濟シ而シ
 テ夫ノ貸高財團中ニ之ヲ併合スハキモノト
 スルヲ以テ法律上ノ推測ナリトス但シ婦由
 之ニ對シ反對ノ證據ヲ舉ケルヲ得ヘシ

要旨

- 二九八五 第五百五十五條ノ規則ハ如何ナル場合ニ之ヲ適用スハキヤ
- 二九八六 反對ノ證據ハ如何シテ之ヲ舉ケルヲ得ヘキヤ

註釈

(二九八五) 第五百五十四條ハ婦ニ屬スル贈與

又ハ財産相続ニ由テ得タル金額ヲ以テ婦ノ爲
シタル不動産ノ獲得ヲ規定スルモノナリ第五
百五十五條ハ他ノ原由ニ於ケル金額ヲ以テ爲
シタル獲得ヲ目的トスルモノニシテ其證明ニ
對シテハ婦ハ財産目録又ハ公正證書ヲ正當ニ
使用スルヲ能ハサルナリ蓋シ婦カ其夫ノ債主
ヲ欺罔セシトシテ夫婦詐欺ヲ共謀スルヲ豫防
スルカ爲メニ第五百五十五條ニ於テハ如何ナ
ル制ヲ以テ婚姻ノ契約財産ノ共通分割又ハ嫁
資ノ制等ノ成立シタルヤヲ問ハス第五百五十
四條ニ定メタル場合ノ外ハ分散人ノ婦カ獲得
シタル財産ハ本夫ノ金額ヲ以テ支拂ヒタルモ
トス故ニ其夫ニ屬スハキモノニシテ夫ノ貸

高ノ財團ニ合併スヘキモノトスルヲ以テ法律
上ノ推測ナリトス但シ婦ハ之ニ反對スル証拠
ヲ擧クルヲ得ヘシ
二九八六 反對ノ証拠ハ如何ニシテ之ヲ擧示
スルヲ得ヘキヤ否ノ点ニ就テハ異論ナキニア
ラス
二三ノ法律學者ノ説ニ拠レハ反對ノ証拠ハ第
五百五十四條ニ定メタル場合ニ於ケルカ如リ
財産目録又ハ公正證書ニ於ケル証拠ヲ要トス
ハシ若シ夫レ法律ニ於テ此事ヲ明記セサルハ
即チ財産目録又ハ公正證書ヲ以テスヘキト固
ヨリ論ヲ俟タサレハ爰ニ之ヲ反復スルハ無用

ナリト爲タルカ故ナリ

余輩ノ意見ハ然ラズシテ公正證書ヲ以テ必要
 ノモノトナサス則チ民法ノ通則(第一千三百四十
 一條)ニ從ヒ之カ舉證ヲ爲スルヲ得ヘキモノニ
 ニテ此事項ニ付テハ之ニ抵觸セサルモノトス
 第一立法者ノ意思ニシテ第五百四條及二百五
 百五十五條ニ定メタル二個ノ場合ニ同一ノ規
 則ヲ認許スルニ在ルキハ此ニ條中同一ノ明文
 ヲ掲ケタルナルマシ然ルニ第五百五十四條ニ
 於テハ財産目錄又ハ公正證書ニ於ケル證拠ヲ
 要ニタルモ第五百五十五條ハ唯反對ノ證拠ト
 ノニ記載センニ止マルカ故ナリ
 第二第五百五十五條ノ場合ニ於テハ婦ハ自己

ニ屬スル金額ニ付キ公正證書ヲ有スル能ハサ
 ルノ景状ニ在ルヲ得ハシ例ハハ婦カ其夫ト
 分離ニテ商業ヲ營ミ且ツ婚姻ノ契約ニ由テ已
 レニ屬シタル利益ヲ收メタル中又ハ婦カ其收
 入ニ付キ蓄財ヲ爲シタル中ノ如シ

最後ニ代議士院ニ於テ第五百五十五條ヲ討議
 セラル、ニ當リルリエウハ氏ハ反對ノ證拠ハ
 適法ノ證書ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ舉示ス
 ルヲ得ス則チ之ヲ詳言スレハ第五百五十四
 條ノ規則ニ從フニ非サレハ反對ノ證拠ト爲ス
 一ヲ得サル旨ヲ公告セシムハキ改正案ヲ提出
 シタリ然レモ此改正案ハ普通法ヲ維持セント
 欲スル主旨ニ依テ司法大臣ノ駁撃スル所トナ

リテ代議士院ニ於テ排斥セラレタレハ立法者
ノ意思ハ確然認知セラレタルモノト云フヘシ

第五百五十六條

第二百五十三條及ヒ第五百五十四條ノ規則
ヨリ生スル所ノ取戻ノ訴権ハ婦ノ任意ヲ以
テ負債及ヒ書入質ノ義務ヲ負ヒタルト裁判
ニ依テ其負債及ヒ書入質ヲ言渡サレタルト
ヲ問ハス其財産ノ法律上ニテ負ヒタル負債
及ヒ書入質ノ負擔アルニ非サレハ婦ニ於テ
之ヲ執行ムルコトヲ得ス

要旨

(一九八七) 第五百五十六條規則ノ理由

註釋

(一九八七)

第五百五十六條ノ規則ハ別ニ辨明

ヲ要セスシテ其旨趣ノ在ルトコトヲ知ルヲ得
ヘシ凡ソ取戻ノ訴権カ許可セラレタル種々ノ
場合ニ於テハ其訴権ハ財産ノ法律上抵保トナ
サレタル負債及ヒ書入質ノ負擔ニ非サレハ婦
ヨリ之ヲ執行スルヲ得サルコト明瞭ナルモノト
ス而シテ夫ハ其婦ノ財産ヲ書入質トスルノ資
格ヲ有セサルヲ以テ一般ニ婦ノ承諾アリタル
モノト假定スルナリ嫁資ノ制ニ依テ婚姻ノ取
結ハレタル場合ニ於テハ其婚姻ノ契約ヲ以テ
讓與スヘカラスト公言シタル嫁資ノ不動産ニ
付キ許与セラレタル書入質権ハ假令ヒ婦ノ承
諾シタルモノト虽モ法律ニ背反スルモノトス(民
七

法第千五百五十四條參看故ニ斯ノ如キ書入質
權ハ之ヲ遵守人ハキ義務ナキモノナリ

第五百五十七條

婦カ婚姻ヲ行フ時期ニ於テ其夫ノ商人タ
リレハ又ハ其夫ノ婚姻ヲ行ヒタル時ヨリ一
年内ニ商人トナリタルハ右ノ婦ハ婚姻ノ
契約書ニ載セタル利益ノ為メニ其家資ヲ散
ニ於テ如何ナル訴權ヲモ執行スルコトヲ得ス
而シテ此場合ニ於テハ債主ハ同一ノ契約書
ニ於テ婦ヨリ其夫ニ与ハタル利益ヲ已レニ
利用ムルコトヲ得サルモノトス

要旨

(一九八八) 第五百五十七條ノ理由

(一九八九) 婚姻ノ後々夫ノ二年以上ヲ経テ
商人ト為リタル場合

(一九九〇) 第五百五十七條ハ婚姻ノ契約書
ニ記載シタル利益ノ如何ヲ問ハズ總テ之

ヲ包含スルモノトシ且ツ其効力ヲ生スヘ
キ時期ノ如何ニ関セサルモノトス

(一九九二) 婚姻中ニ為シタル贈与トハ如何
ナルモノナルヤ

註釈

(一九八八) 夫カ婚姻ノ時既ニ商人タリシ中又
ハ婚姻後ニ年間ニ商人トナリタル中ハ其婚姻
ノ時ニ於テ既ニ商業ヲ營ムノ意思アルモノト
假定スヘキ狀況アルモノニシテ婚姻ノ契約書

ニ由テ婦ニ与ハタル利益ハ恐クハ其債主ヲ害
スヘキ目的ニ出テタルモノト法律上之ヲ推測
スヘシ是ヲ以テ家資分散ノ場合ニ於テ婦ハ其
利益ニ付キ何等ノ訴権ヲモ執行スルヲ能ハサ
ルモノトス然レ氏婚姻ノ契約書中婦ヨリ其夫
ニ与ヘタル利益ニ付テハ債主之ヲ己レニ利用
スル能ハサルハ相互ノ事ニシテ至當ト謂フヘ
シ
二九八九 夫婚姻ノ式ヲ行ヒタル後々二年以
上ヲ経テ商人トナリタル中ハ其婚姻契約ノ時
商業上ノ負債ヲ有スヘキト及ヒ其債主ヲ害ス
ヘキ目的ヲ以テ婦ニ利益ヲ与フヘキヲ豫知
シタルモノト為スハ恐クハ其實ヲ得サルモノ

ト謂フヘシ故ニ第五百五十七條ノ規則ハ此等
ノ場合ニ適用スヘカラサルナリ
二九九〇 第五百五十七條ハ通語ヲ以テ之ヲ
云ヘハ婚姻ノ契約書ニ載セタル利益ヲ記シタ
ルモノナリ故ニ夫婦互ニ生存シ又ハ一方ノ者
死去シテ一方ノ者生存スル中婚姻ノ契約書ニ
載セタル利益ノ効果ヲ生スヘキ時期ノ如何ヲ
區別スルヲナリ凡ソ夫ノ債主ヲ害スヘキ性質
ニ於ケル總テノ利益ヲ包含スルモノト論結ス
ヘシ然レ氏第五百五十七條ノ規則タル事ヲ夫
ノ債主ノ為メニ制定セラレタル力故ニ當ニ本
夫又ハ其相続人ノ己レニ之ヲ利用スルヲ得ナ
ルノミナラズ婚姻ノ契約書ニ由テ婦ニ贈与ヲ
十一

為ニタル第三者ト虽比仍ホ且ツ然リトス
 一九九二 此事項ニ付テハ法律上明文ヲ掲ケ
 スト虽氏凡ソ婚姻中夫ヨリ婦ニ為シタル贈與
 ニ付テハ婦ノ之ヲ利用スル能ハサルハ確乎タ
 ルモノ、如シ何トナレハ債主ヲ數回スヘキ意
 思ノ最モ容易ニ之レアルモノト推測スヘキカ
 故ヘナリ是ヲ以テ法律ノ精神ハ此点ニ付キ毫
 モ疑義ヲ存セサルノミナラヌ猶ホ普通法ニ於
 ケル例外ハ己ヨリ得サルニ出テタル解釈ナリ
 トシテ之ヲ論難スルヲ得ヘシ此說ヲ引接ス
 ルニ付キ一大資助ヲ與ヘタル狀況ハ則テ夫ヨ
 リ與ヘタル物件ハ法律上現物ノ儘ニテ取戻ヲ
 許可スル物件中ニ排列セサルニ在ルト是レナ

リ而シテ第五百五十三條及ヒ第五百六十條ハ
 生存中ノ贈與又ハ遺囑ノ贈與ニ由テ婦ニ屬ス
 ヘキ財産ヲ記載シタルモノニシテ夫自ラ為シ
 タル贈与ヲ記シタルモノニ非サルナリ
 終ニ一言セシ夫婦間ノ贈與ハ元來取消スルヲ
 得ヘキ贈與ニシテ(民法第千〇九十六條)婚姻ノ
 契約書ニ載セタル贈與ニ比スレハ利益數ナキ
 一明亮ナリトス是レ婚姻ノ契約書ニ載セタル
 贈与ハ其性質上取消スヘカラサルモノニシテ
 恐クハ夫婦ノ結合ヲ定メタルモノナルハシ
 若シ婚姻ノ契約書ニ載セタル贈与カ分散人ノ
 債主全体ニ對シ無効ト看做サレタルキハ此全
 体ハ如何シテ他ノ贈与ヲ貴重ニ得ヘキカ

第五百五十八條

出

若シ婦其夫ノ為メニ負債ヲ辨済シタルハ法律上ノ推測ニ依リ其夫ノ金額ヲ以テ其辨済ヲ為シタルモノトス故ニ婦ハ家資分散ニ於テ如何ナル訴権ヲモ執行スルヲ得ズ但シ第五百五十九條ニ記載シタルカ如ク反對ノ証拠ヲ擧グルヲ得ルハ此限ニアラス

要旨

二九九三 第五百五十八條ノ理由

二九九三 反對ノ證據ハ如何ニテ之ヲ擧グルヲ得ヘキヤ

註釈

二九九三 柳、夫カ家資分散ヲ為スニ當リ其債

主ヲ瞞着センカ為メニ夫婦詐欺ノ共謀ヲ為スヤハ立法者カ法律制定ノ初ニ於テ常ニ顧慮シタル所ナリ第五百五十八條ニ於テ法律上ノ推測ヲ定メタルモ必竟此精神ニ出ラタルモノニシテ其夫ノ負債ヲ辨済シタル婦ハ其夫ノ金額ヲ以テ之ヲ辨済シタルモノト推測セリ故ニ婦カ自己ノ金額ヲ以テ辨済シタルノ證據ヲ擧ケサル以上ハ其辨済ニ付キ何等ノ訴権ヲモ執行スルヲ能ハサルナリ

二九九三 第五百五十八條ハ婦ニ屬スル所ノ

反對ノ證據ヲ擧示スヘキ方法ニ関シテハ之ヲ

第五百五十九條ニ讓リタルモノニシテ第五百

五十四條ニ讓リタルニハ非ラズ此證據ハ公正

證書ニ依テノミナラス權利ノ總テノ方法ヲ以
テ之ヲ爲スコト得ヘシト決定スヘキモノトス

